

「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2022」表彰式を開催しました

東京労働局 労働基準部 安全課・健康課

東京労働局では、第13次東京労働局労働災害防止計画(計画期間2018年度～2022年度)を策定し、「Safe Work TOKYO」をロゴマークとして「官民一体」となった労働災害防止の各種の取組を進めており、「国民全体の安全・健康意識の高揚」を図るため、公益社団法人東京労働基準協会連合会と共催で「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2022」を開催し、表彰式を令和4年12月14日に執り行いました。

このコンクールは、職場における労働者自身の安全衛生宣言を広く募集するとともに、優秀な作品を表彰することにより、行政が進める安全衛生対策を広く一般国民に周知し、もって事業場における労働者・使用者の安全気運を高めることを目的として、平成24年度から開催しています(令和元年度までは「私の安全宣言コンクール」として実施、令和2年度からは、安全面だけではなく健康意識の向上を促すため、労働衛生面の対策を視野に入れた「私の安全衛生宣言コンクール」として実施しています)。

今回のコンクールでは、安全部門439作品、労働衛生部門171作品、両部門への応募27作品の、計637作品の応募がありました。選考委員による選考の結果、応募作品の中から安全部門で優秀作品賞2作品、奨励賞1作品、



前列中央左：東京労働局長(辻田局長)
前列中央右：(公社)東京労働基準協会連合会(滝澤専務理事)



第13回 桃樹のちょこっと用語
「やさしい日本語」
どんな意味？
答えは、この2月号のどこかに。

- ◆「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2022」表彰式を開催しました 1
- ◆建設業のベストプラクティス企業への職場訪問を実施しました 3
- ◆安全衛生教育促進運動 5
- ◆これって労災？ Part 9 7
- ◆経営者・管理者が知っておくべき「ひとつ上の安全衛生管理」セミナー 16

発行所/公益社団法人 東京労働基準協会連合会 発行人/滝澤 成

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 TEL / 03-6380-8305(代) FAX / 03-6380-8405 <https://www.toukiren.or.jp>

労働衛生部門で優秀作品賞2作品、奨励賞1作品の計6作品が選ばれました(優秀作品等及び受賞者の方々は下記のとおりです)。

受賞された6名の方々に對して、東京労働局長、(公社)東京労働基準協会連合会会長の連名による表彰状を授与しました。また、後日、(公社)東京労働基準協会連合会から記念の盾(安全衛生宣言を刻印したクリスタル製盾)を贈呈しました。

労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを目指すためには、日々の職場の点検や健康管理に加え、労働者一人ひとりの安全衛生意識を高めることも大変重要です。

会員事業場の皆様におかれましても、安全衛生宣言活動に取り組んでいただきますよう、お願いします。

「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2022」受賞者一覧

優秀作品賞(4名)

部門	受賞者氏名	宣言	受賞者所属事業場
安全	内山 和也	危ないよ！ マスク越しでも声かけます。 届くまで。	有限会社 <small>アスク</small> ASK
安全	遠藤 宏樹	ダロウ行動せず、カモシレナイ行動します。	松井建設株式会社 東京支店 土木部
労働衛生	叶 勇夫	腰痛予防を忘れずに。急いでいても移動介助の抱え上げ、絶対にしません！	東京福祉バス株式会社
労働衛生	草苺 佳奈子	重いな…みんなに頼ろう、悩みや荷物！	<small>たまやきん</small> 多摩冶金株式会社

奨励賞(2名)

部門	受賞者氏名	宣言	受賞者所属事業場
安全	清 広行	焦るな 急ぐな 手を抜くな 慣れた作業も再度確認！	東京都下水道サービス株式会社 東部スラッジ事業所
労働衛生	草野 まどか	在宅勤務の昼休憩時にはウォーキングに出かけ、運動不足と心の閉じこもり解消に努めます。	社会福祉法人東京老人ホーム

※敬称略、部門順(同部門の中では受賞者氏名の50音順)

建設業のベストプラクティス企業への 職場訪問を実施しました

東京労働局長が建設業を営む成友興業株式会社を訪問

東京労働局 労働基準部 監督課

東京労働局(局長 辻田博)は、「過重労働解消キャンペーン」等の取組の一環として、令和4年11月25日(金)に、ベストプラクティス企業(時間外労働の削減等を含む働き方改革に積極的に取り組む企業)への東京労働局長による職場訪問を実施しました。

建設業においては、令和6年4月1日からの時間外労働の上限規制の適用に向け、長時間労働削減に関する自主的な取組が急務となっており、建設業で積極的な取組を行っている企業として、成友興業株式会社を訪問し、働き方改革に関する各種取組の状況やその効果について確認しましたので、その内容を公表します。

東京労働局では、今後も時間外労働の削減等に向け、このような積極的な企業の取組を広く紹介し、各企業における働き方改革の取組を促進していきます。

訪問の概要

1 訪問企業

企業名：成友興業株式会社

本社所在地：東京都あきる野市草花 1141-1

従業員数：240名(令和4年11月1日現在)

事業内容：建設工事業、産業廃棄物処理業、汚染土壌処理業等

2 訪問当日の状況

当日は、同社会議室で代表取締役細沼順人氏ほそぬままさひとから働き方改革の取組状況についてご説明をいただき、その後、労働時間管理の状況等の確認のため事務所等の巡回を行いました。また、工事現場とオンラインでつないで、ICTの活用状況の確認や現場代理人等の従業員の方々と意見交換を行いました。

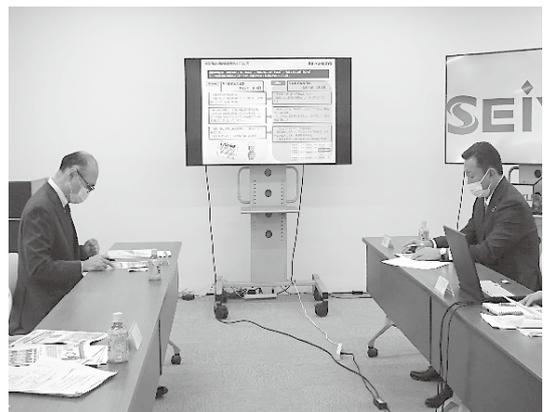
3 働き方改革の主な取組事例

(1)ICT(情報通信技術)の積極的な活用

工事現場の各種測量や設計データ・出来形管理図・検査書類等の作成に、ドローンや3次元CADソフト等を活用



辻田労働局長(左)と細沼代表取締役(右)



働き方改革の取組について細沼代表取締役から説明を受けている様子



ICT重機を用いた掘削の様子

※写真左は操縦席からの眺め(掘削状況が表示されたモニター画面を参照しつつ操作)

することにより作業時間の大幅な削減を達成。また、ICT搭載の重機を導入することにより、熟練者でなくとも操作が可能となるなど、人繰りも容易となった。

(2)元請工事現場における4週8閉所の確保

若年層の「土日は休みたい」というニーズをくみ取り、工事現場の4週8閉所の取組を先駆けて着手。余裕ある工期設定や、写真整理・書類作成等のバックオフィス機能を担う人員を積極的に採用して現場作業の負担を軽減し、自社が元請の現場で概ね実現している。

(3)スマートフォンを利用した労働時間管理システムの導入

工事現場で働く従業員にスマートフォンを利用した労働時間管理システムを導入し、会社事務所でなくとも勤務開始・終了の打刻が可能となり、直行直帰に対応。また、随時、時間外労働の状況を把握することができ、労働時間削減の意識向上につながっている。

(4)メンター制度等の人材定着のための取組

新入社員に年齢の近い先輩社員をメンターとして配置し、業務に限らず相談のできる場を設ける「メンター制度」を導入し、人材の定着を促進。また、育児を理由に離職を考えていた従業員からの話を契機に、テレワークを導入し、継続勤務可能な環境を整備していた。

(5)協力会社(下請企業)の人材確保への支援

建設業の持続・発展のためには、自社だけでなく、協力会社(下請企業)の人材確保も重要と考え、協力会社へ支払う労務経費を10%増加させ、協力会社の職人の賃金形態を日給制から、より安定した収入となる月給制へ移行するよう促す取組を実施。また、協力会社の職人が各種資格を取得する際の費用を助成し、資格取得を促している。

4 取組の効果

(1)時間外労働時間数の状況

月の時間外労働が80時間を超える従業員は、平成30年には17名(全従業員の8.4%)いたが、現時点では0名となり、時間外労働の上限規制(月100時間未満、複数月平均80時間)に対応できている。なお、令和3年の月平均時間外労働時間数は26.5時間。

(2)年次有給休暇取得日数の状況

年次有給休暇の年平均取得日数は、平成30年の9.6日から、令和3年の12.3日に増加。

(3)若手社員の定着の状況

新入社員の入社後1年の離職者は、平成30年の2名から、令和3年には0名に。建設技術者の平均年齢は31.6歳と若年層が建設事業を担っている状況。



労働時間の管理状況について説明を受けている様子



オンラインで従業員の方と意見交換をしている様子

令和4年度 2022年12月1日▶2023年4月30日

安全衛生教育促進運動

事業主の皆さん!

労働安全衛生法により

雇入れ時教育 職長等教育 技能講習 特別教育

などが義務づけられています。



令和5年4月1日より職長等教育の対象業種に食料品製造業^{*}、新聞業、出版業、製本業および印刷物加工業が追加！
職長は現場の安全衛生管理のキーパーソンです。新たに職長となる従業員に対して職長等教育の実施が義務化されます。

※食料品製造業のうち「うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業」は従来から職長教育の対象です。

正しい知識で 職場を安全・健康に！

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。

年度初めは、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など教育・研修の対象が増えることを踏まえ、事業場に必要となる教育・研修について改めて確認し、早い時期から計画的に準備を進めて着実に実施しましょう。

※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しながら、職場の安全と健康を守る取り組みを進めることが求められています。教育に際しては、適切な感染予防対策を講じましょう。

主唱 中央労働災害防止協会 後援 厚生労働省

安全衛生教育促進運動とは

労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、特に労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、中央労働災害防止協会(中災防)が主唱し、厚生労働省の後援のもと、業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)等および全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。

令和4年度安全衛生教育促進運動実施要領では、各事業場に対して主に次の事項を実施するよう求めています。

年間の安全衛生教育
実施計画の作成と
計画的かつ効果的な実施

実施計画の作成、実施、
実施結果の記録・保存
などに関する
実施責任者の選任

雇入れ時教育、職長等教育、
技能講習、特別教育等の
法定教育等の徹底

リスクアセスメント、健康障害防止、
危険予知活動、メンタルヘルス等
法定教育以外の教育の充実

オンライン研修や動画視聴、
VRなどを活用した
安全衛生教育の実施

安全衛生教育の「見える化」の
推進(必要な資格や特別教育等を
設備機器や作業場所に掲示、
有資格者の腕章の装着等)

安全衛生教育促進運動サイトをご覧ください。

安全衛生教育促進運動 で 検索

安全衛生教育に関するご相談はこちら

《中央労働災害防止協会 安全衛生教育相談窓口》

電話 03-3452-6296 (本部)

メール jisha-soudan@jisha.or.jp

協賛団体

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人全国登録教習機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財団、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、高圧ガス保安協会、日本労働災害防止推進会、一般社団法人安全技術普及会、一般社団法人セーフティグローバル推進機構 (順不同)



第13回 桃樹のちょこっと用語 「やさしい日本語」

平成7年の阪神淡路大震災をきっかけに、弘前大学の佐藤和之教授(当時)らが考案したもの。震災時、多くの在日外国人も被災したが、様々な情報を翻訳するのは非常に困難であった。その教訓から、旧日本語能力試験3級程度の日本語(小学校3年生の学校文法)で理解できる、吟味した簡潔な日本語「やさしい日本語」を研究・考案。多くの方々がその普及に尽力。2020年に入管庁と文化庁が「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を策定後、自治体などの行政関係者に広がり、団体、企業等にも普及してきている。現在、注目されている「機械翻訳」においても、分かりやすい日本語に直してから外国語に訳した方が意味の通る訳文になり、「やさしい日本語」は、そのような効果も期待されている。

これって労災？ Part 9

業務災害

Q 当社はコロナ禍のため、従業員に週5日のうち4日を在宅勤務とするよう指示しています。そんな中、在宅勤務日に従業員が自宅でパソコン作業をしていた際に、宅配物が届き、急ぎ玄関に取りに行く途中、階段で足を滑らせ転倒、足指を骨折するという事故が発生しました。

在宅勤務日であれば、自宅での転倒事故も労災扱いとなるのでしょうか。

A 労災保険では、労働者が事業主の支配下にある時に、業務が原因となって発生した災害に対して業務上災害として保険給付を行います。ご質問のケースでは、在宅勤務が事業主の指示なので、在宅勤務中は事業主の支配下にあると言えます。次に宅配物を受け取りに行くという動作が業務なのかどうか問題となります。仕事に必要な物が届いたのでそれを取りに行ったのであれば、業務が原因となった災害と言えますが、仕事と関係のない私的な物が届いたのであれば、業務が原因とは言えないと考えられます。

在宅勤務の場合は、業務と私的行為の区分が困難なケースが多々あると思われるので、業務範囲と私的行為の範囲をきちんと線引きしておく方が良いと思われます。

通勤災害

Q 当社の従業員は、夜間の大学に通学しています。業務終了後、大学で授業を受け、その後、自宅へ帰る途中、道路の陥没に足を取られ転倒し足首を骨折してしまいました。職場から直接自宅へ帰る途中の事故ではないので、これは通勤災害とはならないですね。

A 労災保険では、通勤災害と認められる通勤の範囲を「就業に関し、住居と就業の場所との間を合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除く」こと、また、その他に「労働者が往復する経路を逸脱し、又は、往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及び日常生活上必要な行為であってやむを得ない事由により行うための最小限度である場合を除き、その後の往復は通勤としない」とされています。

したがって、「逸脱」とは、通勤途上で通勤経路を逸れることをいい、その後の移動は「就業に関して」行う行為ではなくなるため通勤行為とは認められないことになります。

ご相談の内容を伺いますと、大学で授業を受けた後の怪我とのこと。大学で授業を受ける行為は厚生労働省令で定める「逸脱」、「中断」の例外である「職業訓練、学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受ける行為」に該当すると思われるので、通常の通勤経路に復した後の転倒であれば通勤災害として認められると思われます。

防災訓練の実施について

公益社団法人 東京労働基準協会連合会 安全衛生研修センター

当連合会安全衛生研修センター(江戸川区)では、講習受講生、講師及び職員の災害時における安全確保のための防災訓練を実施しましたので、その内容を紹介します。

1. **実施日**：令和4年12月26日(月) 13:30~16:30
2. **参加者**：上島(センター長)事業所本部自衛消防総括管理者、工藤(センター次長)事業所自衛消防隊長、以下安全衛生研修センター職員17名全員参加
3. **目的**：災害が発生したとき、被害を最小限に抑えるには、一人ひとりがあわてずに適切な行動をとることが極めて重要。そのため、全員が災害について関心を持ち、いざというときに落ちついて行動できるよう、災害の際の正しい心構え、行動を身につけることを目的とする。
4. **訓練内容**：研修センター本館2階を本部として、館内非常放送の確認、各階からの避難、出火報告、初期消火(消火器の場所の確認及び取扱い動作の確認)、負傷者救護・タンカ搬送及び救命蘇生の実演と訓練を二班に分け実施。

訓練の流れ

- ① 予め各階に1名ずつ配置し館内非常放送が聞こえるかの確認及び状況報告
- ② 参加者全員2階教室に集合 ⇒ 訓練内容について説明
- ③ 通報：連絡班は「1階湯沸かし付近から出火」を隊長に連絡、これを受け《センター自衛消防隊長》：“消火班は直ちに現場に急行消火活動に掛れ!!”の指示
- ④ 初期消火訓練：消火班は消火器にて模擬消火を実施しその後隊長に報告
- ⑤ 負傷者をタンカにて搬出：2階から1階休憩室へ搬送(実習用人形使用)
- ⑥ 1階避難場所にて“心肺蘇生”訓練(訓練者：応急救護班ほか)
- ⑦ 非常備蓄用品の内容と保管場所について確認。

5. 実施風景



防災管理者から役割指示



初期消火班消火器の確認



救護班による担架搬送



救護班による担架階段搬送



心肺蘇生の実演



救護班の心肺蘇生



AED 使用実演



救護班の AED 使用実演

6. **講評**：新規に購入した担架でダミーを搭載した搬送，心肺蘇生は実習用人形及び AED を使用して行い安全防災意識の向上を図るとともに、緊急時の即応体制にも役立つ訓練となった。非常時に落ち着いて適切な対応をとるためにも、定期的に訓練を継続していくべきと強く感じた。

分からないことは、なんでも「蓮美部長」に聞いてみよう！

第15回

桃樹の「労務・安全衛生 深掘り探訪記」

私は「桃樹」。東基連に入職し、2年目です。まだまだ経験不足ですが、会員の皆様のために頑張ります。

さて、そんな私が、日頃、疑問に感じた事柄について、「労務・安全衛生の専門家」にして、私の上司、「蓮美部長」に、その疑問をおつけ、深く、深く、回答を探っていくコーナーです。宜しくお願ひ致します。



桃樹さん



蓮美部長

この季節、東基連本部のあるビルの入り口付近は、水仙の花が満開です

桃樹さん 蓮美部長、おはようございます。今日は寒いですね。

蓮美部長 桃樹さん、おはよう。今日は、本当に一段と寒いわね。

今日から2月。1年で最も寒い時季に入るから、風邪やインフルエンザ、そしてコロナに罹らぬよう、十分に気を付けていきましょうね。

桃樹さん はい、分かりました。万全の予防態勢で臨みます。

そう言えば、この東基連本部のビルの玄関先には、真っ白い綺麗な水仙の花が沢山咲いていますね。管理人さん達がお世話をされていますが、なんかほっとします。

蓮美部長 そうね、冬から春に掛けて咲く水仙は、「春を告げる花」とも言われているから、この寒さもう少しの辛抱ね。頑張らしよう！

ところで、桃樹さん、第14次労働災害防止計画の案が、昨年12月にも厚生労働省から示されていたけれど、読んでみたかしら。

桃樹さん はい、令和4年12月14日に開催された「第151回労働政策審議会安全衛生分科会」の議題の中に、「第14次労働災害防止計画について」がありました。

厚生労働省のホームページに資料として示された「第14次労働災害防止計画本文(案)」と「第14次労働災害防止計画の指標について(案)」を読みました。

蓮美部長 1月号では、外国人労働者の安全衛生管理に関して、令和4年11月16日に開催された第150回の分科会で示された「第14次労働災害防止計画(以下「14次防」と称する)案」についてお話したけど、何か変わったところはあったかしら。

「第14次労働災害防止計画(案)」における外国人労働者の労働災害防止対策

桃樹さん はい、14次防案において、新たに「アウトプット指標」と「アウトカム指標」という考え方が導入されたことは、1月号で蓮美部長から教えて頂いたところです。

蓮美部長 そうですね！「アウトプット指標」とは、「労働者の協力の下、事業者において実施される事項」。

そして、「アウトカム指標」とは、「アウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項」のこと。

また、アウトカム指標に掲げる数値は「計画策定時において一定の仮定、推定及び期待のもと試算により算出した目安」とされていたわね。

桃樹さん アウトプット指標についてなんですが、12月の151回の分科会資料では、「母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする」と。

11月の150回の分科会では「60%以上」とされていましたが、その点が修正されていました。

蓮美部長 アウトカム指標はどうですか？

桃樹さん アウトカム指標は、アウトプット指標で定められた事項の実施により、「外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする」とされていて、この点は同じです。

蓮美部長 分かりました。1月号でもお話した通り、年千人率は令和3年の統計で外国人労働者は「3.3」とされていて、労働者全体は令和2年の統計しか公表されていないけど、「2.3」。外国人労働者の方が約1.4倍多いという現状ですが、これを全体の平均以下とする目安が示されるのですね。

桃樹さん はい、決定した14次防は間もなく発表されると聞いていますので、確認します。

蓮美部長 いずれにしても、14次防案の重点事項の4番目に「多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進」が掲げられているように、これは大切な取り組みです。

外国人労働者の労働災害の発生現状(休業4日以上死傷者数等)

桃樹さん 外国人労働者の「労働災害年千人率」が、全体の約1.4倍ということはお聞きしましたが、労働災害発生状況はどうなっているのでしょうか？

蓮美部長 外国人労働者の「休業4日以上死傷者数」は、新型コロナウイルス感染症の影響もあるのですが、右肩上がりが増加しています。直近の3年間を見ても「令和元年：3,928人」、「令和2年：4,682人」、「令和3年：5,715人」と約1.5倍に増えています。

桃樹さん たった3年間で1.5倍ですか。うーん、増加していますね。

でも、外国人労働者の方も増えているのしょうから、仕方のないことかもしれませんね。

蓮美部長 桃樹さん、違うの。そうじゃないのよ。

桃樹さん えっ、何が違うのですか？

蓮美部長 新型コロナウイルス感染症対策として、外国人の入国制限が続いていたでしょう。その影響もあってか、外国人労働者の増加率は下がっているの。

桃樹さん そうなんですか？

蓮美部長 直近3年間で言うと、外国人労働者数は「令和元年：165万8,804人」、「令和2年：172万4,328人」、「令和3年：172万7,221人」。増加率は1.04倍と横ばいで、外国人労働者数は殆ど増えていないの。

桃樹さん えー!! そうすると、外国人労働者数はほぼ同じなのに、休業4日以上死傷者数は約1.5倍に増加したということですか。

これは、大変なことですね。何故、そんなことになったのですか？

蓮美部長 今日、その原因と対策を考えていきましょう。

桃樹さん、外国人労働者を雇っている事業場はどのくらいあると思いますか？

外国人労働者雇用事業場数の推移(規模別推移)

桃樹さん えーっと、えーっと、お恥ずかしながら、全く分かりません。(汗)

蓮美部長 はい(笑い)、令和3年の統計では「28万5,080事業場」です。

令和元年は「24万2,608事業場」でしたから、3年間で約1.2倍になっています。

多くの業界で人手不足と言われていきますから、労働力として外国人労働者を求める事業場も多いですね。

桃樹さん どのような規模の事業場で、雇用されているのでしょうか？

蓮美部長 令和3年の数字で見ると、最も多い事業場は「30人未満」で17万4,214事業場。次いで「30人

～99人」で5万891事業場。この2つで全体の77%を占めています。

桃樹さん 中小規模の事業場が多いんですね。

蓮美部長 そう。しかも、他の規模の事業場は殆ど変化が無い中、令和元年から3年までの3年間、主に増加しているのは30人未満規模の事業場です。

桃樹さん つまり、外国人労働者を雇用する30人未満の小規模の事業場が増加しているということですね。

蓮美部長 中小規模の事業場では、大規模の事業場と比較して、日常的な安全衛生管理活動の実施は、なかなか難しいと言われていています。そこに外国人労働者が加わっての安全衛生活動ですから、更なる工夫が求められていますね。

桃樹さん ところで、事故の型別の外国人労働者の労働災害発生状況は、どのような傾向でしょうか？

事故の型別の外国人労働者の労働災害の発生状況

蓮美部長 「事故の型別発生比率」における外国人労働者と全体の比較では、とても興味深い特徴が示されているの。

桃樹さん ほーっ！ どんな特徴ですか？

蓮美部長 全労働者で最も多いのは「転倒」で全体の2割を超えています。次いで「墜落・転落」。そして「動作の反動・無理な動作」、「はさまれ・巻き込まれ」、「切れ・こすれ」と続きます。



桃樹さん そうですね。最も多い災害は「転倒災害」。そしてその次に多いのが「墜落災害」と教わってきました。

蓮美部長 ところが、外国人労働者の災害で最も多いのは「はさまれ・巻き込まれ」なの。その次が「転倒」、「動作の反動・無理な動作」。そして「切れ・こすれ」が来て、「墜落」はその次。

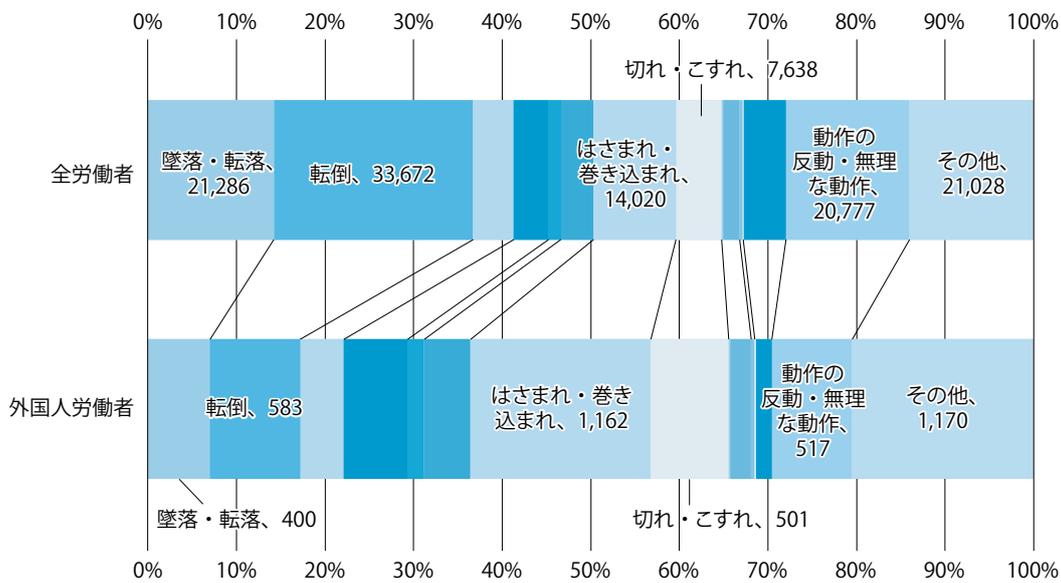
桃樹さん えーっ！ 一番多いのは「はさまれ・巻き込まれ」なんですか！

蓮美部長 しかも、「はさまれ・巻き込まれ」の発生比率は労働者全体では約1割。ところが、外国人労働者では2割を超えているの。発生比率で見ると2倍もの多さになるの。

桃樹さん それと「切れ・こすれ」が多いのも、気になります。

蓮美部長 そう！ 「切れ・こすれ」も発生比率で見ると、2倍近い結果に。

桃樹さん うーん！ 「はさまれ・巻き込まれ」。そして「切れ・こすれ」が多い理由は何なのでしょう？



全労働者・外国人労働者事故の型別発生比率(令和3年・全産業)

「はさまれ・巻き込まれ」災害の具体的な事例

蓮美部長 理由は幾つか考えられるけど、例えば、実際の災害としてベトナム人技能実習生に関するこんな事故も報道されているの。

桃樹さん どんな事故ですか？

蓮美部長 岡山県の鋳物製造業の会社で働いていた26歳のベトナム人技能実習生が、ベルトコンベヤーに巻き込まれ、右腕を肩から全て切断された災害です。

桃樹さん ああ、重篤な災害ですね。どんな状況だったのでしょうか？

蓮美部長 災害は、暮れも押し迫った令和元年12月27日に発生。彼は工場内で鋳物の型に使用する砂を清掃するため、スコップで砂をかき集めて、ベルトコンベヤーに乗せる作業を行っていたら、ベルトコンベヤーの下側に砂が付着しているのを発見。彼は、その砂を手で取り除こうとしたところ、作業中のローラーに右肩が巻き込まれ、肩から右腕全部を切断することとなったそう。

桃樹さん ベルトコンベヤーには、カバーは無かったのですか？

蓮美部長 ベルト等の危険を及ぼす恐れがある部分には、覆い等を設けなければならない(安衛則第101条)とされていますが、無かったの。この事故では法人と副社長が書類送致されています。

桃樹さん まさに「はさまれ・巻き込まれ」災害ですね。

外国人労働者に「はさまれ・巻き込まれ」災害が多い理由は？

蓮美部長 外国人労働者の労働災害に「はさまれ・巻き込まれ」、そして「切れ・こすれ」が多い理由は、専門家に聞かないと詳しいことは分からないけど、幾つか感じることがあるの。

桃樹さん どういうことでしょうか？

蓮美部長 一つは、外国人労働者の方は、作業現場にある工作機械などが、どのように動作するのか、どんな動きをするのかを知らない、想像できない、イメージできないということじゃないかしら。

日本人であれば、細かな説明を受けていなくても、工作機械等を見た時に、過去の経験から、少なくともこの範囲に近づくとは危険であるとか想像すると思うの。

桃樹さん なるほど！ 初めて見た機械の場合、その機械等が動いた時の危険範囲が分からないので、機械が急に動いた時にはさまれたり、巻き込まれたりする。カバーが設置されていれば良いのですが、覆い等が無い場所では巻き込まれますよね。

蓮美部長 それと、注意喚起の表示です。工場などでは危険な場所には、「立入禁止」等の表示が掲示されていますが、それが日本語だけ記載されている場合、外国人労働者には理解できないことがあると思うの。

桃樹さん 確かにそうですね。外国人労働者を雇用している事業場では、様々な工夫をされていると思いますが、「はさまれ・巻き込まれ」災害が多いという観点からの気を付けるポイントは何でしょうか？

外国人労働者の「はさまれ・巻き込まれ」災害を防ぐポイントは？

蓮美部長 経験期間別・年齢別に、事故の型別の災害発生率を見ると、「はさまれ・巻き込まれ」災害では、年齢よりも経験期間による影響が大きいとされています。つまり経験期間が短いほど災害に遭う傾向があると。逆に、「墜落・転落」災害では、経験期間よりも年齢が上がることによる影響が顕著であると。

桃樹さん そうすると、外国人労働者の「はさまれ・巻き込まれ」災害、そして「切れ・こすれ」による災害を減らすためには、経験したことのない作業を行う最初の時点での教育が重要ということですね。

蓮美部長 その通りです。桃樹さん、鋭いですね。つまり「雇入れ時教育」。そして「作業内容変更時教育」が大切ということですね。

初めての作業を行うに際しては、その作業の持つ危険性などをしっかりと教育することが、外国人労働者にとっては日本人よりも重要と言えます。

桃樹さん 日常的な安全衛生活動に、「危険予知訓練(KTY)」や「ヒヤリ・ハット報告活動」がありますが、作業の危険性を事前に知ると同時に、危険予知能力の向上には、これらの活動も大切です。

蓮美部長 愛知県のある菓子メーカーの工場を訪問したことがあります。そこでは毎月1回行われる「安全講習会(危険予知訓練)」に外国人労働者を含め全員が参加。使用する資料には「やさしい日本語」と「母国語」を併記し、外国人労働者が十分に理解できるように配慮していました。

小グループでのミーティングでは、外国人労働者も積極的に発言できるようグループのリーダーが意識して進めているとも。

桃樹さん その工場を訪問した蓮美部長のレポートを読ませて頂きましたが、「ヒヤリ・ハット報告活動」も積極的に行われていましたね。

蓮美部長 はい、毎月1回、外国人労働者を含む全員に「ヒヤリ・ハット報告書」の提出を義務付けていました。ヒヤリ・ハットを経験しなかった労働者には「改善提案カード」の提出を。この報告書とカードも「やさしい日本語」と「母国語」で併記されていました。

桃樹さん 外国人労働者に、日常的な安全衛生活動に参加して貰うのが大事ですね。

蓮美部長 桃樹さん、そうです。小規模の事業場では、日常的な安全衛生活動の継続した実施は難しいかもしれません。しかし、外国人労働者を雇い入れた事業場では、規模の大小に関わらず、日常的な安全衛生活動による危険予知能力の向上が、災害を防ぐうえで何よりも大切なことかもしれません。

「やさしい日本語」でコミュニケーションを！

桃樹さん 蓮美部長は、先ほどから「やさしい日本語」と仰っていますが、そもそも、「やさしい日本語」って、何ですか？

蓮美部長 ここで言う「やさしい日本語」とは、平成7年の阪神淡路大震災をきっかけに考案されたものなの。あの時、多くの在日外国人も被災しましたが、母国語は様々であり、災害が起こった時、すぐに情報を多言語に翻訳するのは困難でした。

桃樹さん そうですよ。震災等の緊急時に、情報を正しく外国人の方に伝えるのが難しいことは、十分に想像できます。

蓮美部長 そうなの。その教訓から、弘前大学の佐藤和之教授(当時)らは、旧日本語能力試験3級程度の日本語(小学校3年生)の学校文法で理解できる、吟味した簡潔な日本語「やさしい日本語」を研究・考案したの。そのポイントはこの表に纏めてあります。

桃樹さん 10項目のポイントですね。これを使って外国人労働者に正しい情報を伝えるのですね。

蓮美部長 桃樹さん、ここが大事なところ。勘違いしないでくださいね。「やさしい日本語」を学ぶのは、日本語を母国語とする私達です。

外国人労働者の多くの方は、周囲の日本人や日本語能力のある友人などから日本語を学び、日常生活を送る必要最低限の能力は備えていると思いますが、日本語能力としては未習熟です。

桃樹さん そうですね。流暢な日本語を話す外国人労働者は少ないと思います。

蓮美部長 そのような外国人労働者とコミュニケーションを取っていくうえで有用なツールが「やさしい日本語」です。私達が、日常使用する「日本語」を「やさしい日本語」に言い換えるの。

「やさしい日本語」を使い、外国人労働者の側に歩み寄るのは、日本語を母国語とする私達であることをしっかり認識する必要があると思うの。



一目でイメージできるデザインの「安全標識」と「母国語表記」

桃樹さん 蓮美部長、先ほどの岡山県のベトナム人技能実習生の災害をお聞きしながら思ったのですが、危険部分への覆い等の設置は当然ですが、いわゆる「安全標識」の設置も大切ですね。

やさしい日本語

POINT ① 話し出す前に内容を整理する

⇒全体像を最初に示しましょう
「結論を先に話す」ように心がけると、話が分かりやすくなります

POINT ② 一文を短くし、語尾を明瞭にして文章を区切る（「です」、「ます」で終える）

「ので、から、が、けれど、て、で、たら」といった接続助詞でつながる文を切って分けましょう

「血圧を測らせていただくので、こちらの椅子に腰かけて頂けますか。」
⇒「血圧を測ります。この椅子に座ってください。」

POINT ③ 尊敬語・謙譲語は避けて、丁寧語を用いる（ため口も避ける）

外国人にとって尊敬語・謙譲語はとても難解なので、外しましょう
「です・ます」の形は最初に教科書に出てくる基本形です

「ご記入ください」⇒「書いてください」
「これはあぶないよ」⇒「これはあぶないです」

POINT ④ 単語の頭に「お」をつけない（可能な範囲で）

「お薬」「お会計」⇒「薬」「会計」

POINT ⑤ 漢語よりも和語を使う

漢語は専門用語などによく使われますが、聞いただけで（音だけ）では意味が伝わらないものが多くあります

その場合、次のような対応が考えられます

A. 置き換える：日常用語に置き換えられるもの

「明日は8時に集合してください」⇒「明日は8時に 集まって ください」
「この作業は4時に 終了します」⇒「この 作業は 4時に 終わります」

B. 説明を加える：理解度が低く説明が必要な用語

C. 意図的に使う（解説付き）：現場でよく使う大事な用語

研磨（×磨く）、裁断（×切る）、確認（×確かめる）

POINT ⑥ 外来語を多用しない

外国人には外来語の理解が難しく、英語起源の外来語であっても伝わるとは限りません（そもそも英語はあまり伝わりません）

POINT ⑦ 言葉を言い換えて選択肢を増やす

「測定します」⇒「測ります、調べます」

POINT ⑧ ゼスチャーや実物提示

操作盤などは指差して説明、工具などは実物を見せる

POINT ⑨ オノマトペ（擬音語・擬態語）は使わない

「ふわふわ」「どンドン」「ガシャン」「サット」「ガンガン」⇒なるべく使わない

POINT ⑩ 相手の日本語の力が高い場合は「やさしい日本語」を辞める

⇒状況に合わせてスイッチを切る

学ぶべきは日本人～外国人労働者への歩み寄り

「やさしい日本語」は日本人が学習するものです。「やさしい日本語」の動画教材は、「Youtube やさしい日本語」で検索すると、多くの教材がヒットします。是非お試しください。

蓮美部長 そうです。立入禁止箇所や頭上・足元などへの注意喚起はとても大切です。

日本語に習熟していない外国人労働者にとって、行ってはいけない行動などをイメージしやすいデザインと母国語標記を併せた標識を用いて周知することが有効です。

桃樹さん 建設現場などでは、多数の外国語を併記した「安全標識」が掲示されていますが。

蓮美部長 はい、建設業災害防止協会はホームページで「建災防統一安全標識」を公表しています。このサイトには建設業以外においても活用できる標識が示されていますので、これを参考にするのも良いですね。

桃樹さん 14次防案においても、「外国人労働者等の労働災害防止対策の推進」について、その「重点事項毎の具体的取組」の中で、事業者が取り組むこととして「外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアル

を活用するなどによる安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む」と示されています。

蓮美部長 その達成に向けて国等が取り組むことも、示されていますよね。

桃樹さん はい。その点については「外国人労働者への効率的な安全衛生教育のための手法の提示や外国人労働者も含めた労働者に対する危険の『見える化』のためのピクトグラム安全表示の開発を促進する」とされています。

蓮美部長 現在、厚生労働省は、外国人労働者向けの「安全衛生教育マニュアル」や「動画教材」等を多言語で作成し、公表しています(厚生労働省ホームページ「職場の安全サイト」)。また、多くの団体・地方自治体等でも作成されています。

桃樹さん それらを活用するのも大事ですね。

「外国人労働者安全衛生管理の手引き」を作成！

蓮美部長 1月号でもお話しましたが、当連合会では、厚生労働省の委託事業「外国人労働者安全管理支援事業」で「外国人労働者安全衛生の管理の手引き」というマニュアルを作成しました。

桃樹さん はい、全国の労働局、労働基準監督署に配布し、監督指導業務や相談業務に使用されている約200ページの「全体版」と、セミナー等で資料として使用する60ページの「概要版」ですね。

蓮美部長 そう、この「手引き」の中で、国・地方自治体・団体等が公表し、企業等で使用されている外国人労働者向けの多言語の各種教育教材の多くを紹介しています。

この手引きを見れば、例えば「インドネシア語の小売業における安全衛生教育マニュアルは何処にあるか」が分かるので、使用して頂きたいですね。

桃樹さん その他、どのような内容が盛り込まれているのですか？

蓮美部長 序章の「在留資格と就労」から10章で構成されています。章の名前を順に紹介すると、第1章「労働災害の発生状況と発生要因の分析」、第2章「安全衛生管理とコミュニケーション」、第3章「安全衛生教育」、第4章「就業制限業務」、第5章「日常的な安全衛生活動」、第6章「健康管理」、第7章「作業管理」、第8章「伝達すべき情報」、第9章「事例紹介」。

桃樹さん うーん、こうやって見ると、中身が濃いんですね。全体版も概要版も、「外国人在留支援センター安全衛生班」の専用サイトでダウンロードできますから、是非、活用して欲しいですね。(https://www.toukiren.or.jp/fresc/)

蓮美部長 毎日新聞社が発行する月刊誌「毎日フォーラム 日本の選択」の2022年12月号にも、この「手引き」について2ページにわたって紹介記事が掲載されるなど、多方面から高く評価されているのよ。

桃樹さん これは、専用サイトからダウンロードして頂いて、「1社に1冊」、いやいや「1人に1冊」(笑いと、是非、手に取って頂きたいです。

蓮美部長 長期的に見れば、日本は少子高齢化の進展に伴い労働力人口が減少していくのは不可避とされています。女性や高齢者等の一層の労働参加は不可欠ですが、外国人労働者は引き続き増加していくものと言われています。

桃樹さん そうですね。街でも電車でも、外国人の方を見掛けない日はありませんから。

蓮美部長 これからの日本を考えた時、外国人労働者の労働災害発生をどう防いでいくかも大切なポイントになっています。策定された14次防を踏まえながら、これからも取り組んで行きましょう。

桃樹さん はい。分かりました。これからも会員の方々への情報提供に努めていきます。

皆さん、今月も最後までお付き合い下さり、ありがとうございました。また、来月、お会いしましょう。



令和4年度厚生労働省補助事業「労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進」

経営者・管理者が知っておくべき **無料** 「ひとつ上の安全衛生管理」セミナー

どう減らす 労働災害。安全衛生活動にPDCAを取り入れてみませんか
～労働安全衛生マネジメントシステムの導入に向けて～

このセミナーでは、ひとつ上の安全衛生管理を目指すみなさんに、今取り組まれている安全衛生活動にプラスしてPDCA(計画、実施、評価、改善)を取り入れることで、労働安全衛生マネジメントシステムの第一歩とするためにはどうすればよいか、どのような効果があるかなどをご紹介します。

セミナースケジュール

14:00～16:00 [13:30～開場] 全ての会場で時間は同じです。

内容	担当
第1部(30分程度) ・労働災害の現状 ・行政の取組み ・その他 人的資本可視化指針等	労働局
第2部(60分程度) ・安全衛生活動と労働安全衛生マネジメントシステム ・取組みのポイント ・どのような効果があるか(安全衛生水準の向上 生産性向上への寄与 等)	中災防

開催日、開催場所

- 第1回 1月26日〔木〕 ウィンクあいち(愛知県名古屋市)
- 第2回 1月31日〔火〕 エル・おおさか(大阪府大阪市)
- 第3回 2月3日〔金〕 札幌エルプラザ(北海道札幌市)
- 第4回 2月9日〔木〕 仙台市中小企業活性化センター(宮城県仙台市)
- 第5回 2月14日〔火〕 コジマホールディングス西区民文化センター(広島県広島市)
- 第6回 2月15日〔水〕 アクロス福岡(福岡県福岡市)
- 第7回 3月1日〔水〕 女性就労支援センター(東京都港区) ※オンライン配信併用開催(全国どなたでも参加可)

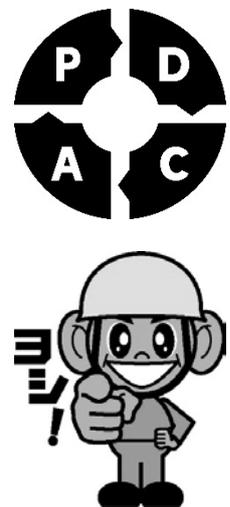
対象 中小規模事業場の経営者、管理者層(製造業など)

定員 70名(東京は100名)(予定)

- ※1 主に労働安全衛生マネジメントシステムを導入していない事業場を対象にしたセミナーです。
- ※2 定員の関係上1社からの参加人数を2名までとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

主催 中央労働災害防止協会

※中央労働災害防止協会(中災防)とは：事業主の自主的な労働災害防止活動の促進を通じて、安全衛生の向上を図ることを目的に、労働災害防止団体系に基づき設立された団体です。



経営者・管理者が知っておくべき「ひとつ上の安全衛生管理」セミナー お申込み

中災防 HP よりお申込みください [中災防 セミナー 検索](#)

https://www.jisha.or.jp/seminar/oshms/t2590_management_for_executive.html



※オンライン申込みがご利用できない場合は、下記にご記入いただき、FAX でお申し込みください。

FAX 申込：FAX：03-3453-3449（中災防 教育ゼロ災推進部あて）		
会場・日程 (☑をご記入ください)	<input type="checkbox"/> 第1回 愛知 1月 26日 (木) <input type="checkbox"/> 第5回 広島 2月 14日 (火) <input type="checkbox"/> 第2回 大阪 1月 31日 (火) <input type="checkbox"/> 第6回 福岡 2月 15日 (水) <input type="checkbox"/> 第3回 札幌 2月 3日 (金) <input type="checkbox"/> 第7回 東京 3月 1日 (水) <input type="checkbox"/> 第4回 仙台 2月 9日 (木) <東京のみ 会場・オンライン (いずれかに○)>	
フリガナ		業種記号 (下表の業種分類記号よりご記入ください。)
事業場名		
所在地	〒 -	事業場規模 (☑をご記入ください) <input type="checkbox"/> 50人未満 <input type="checkbox"/> 100~299人 <input type="checkbox"/> 50~99人 <input type="checkbox"/> 300人以上
TEL ()		FAX ()
E-Mail		<input type="checkbox"/> 中災防賛助会員の場合 No. _____
連絡担当者	氏名 (フリガナ) ()	所属・役職名
参加者	氏名 (フリガナ) ()	所属・役職名
	()	
	()	

☆1 業種記号欄には、下記の業種分類記号をご記入ください。

記号	業種分類	記号	業種分類	記号	業種分類
A	農林漁業	H	製造業(非鉄金属、金属製品等)	O	教育、学習支援
B	鉱業	I	製造業(機械関連)	P	洗濯・理美容・浴場
C	建設業	J	電気・ガス・熱供給・水道業	Q	廃棄物処理
D	製造業(食料品等)	K	運輸・通信業	R	自動車整備、機械等修理
E	製造業(繊維、衣服等)	L	卸・小売業・飲食店・宿泊業	S	その他の事業サービス業(建物サービス、警備、派遣等)
F	製造業(化学・石油・ゴム)	M	金融・保険		
G	製造業(鉄鋼)	N	医療、福祉	T	他のサービス業

お問合せ先 中央労働災害防止協会(中災防)技術支援部

〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2 TEL: 03-3452-6404

E-mail: ms@jisha.or.jp 中災防 HP <https://www.jisha.or.jp/>

個人情報について 同意しない

ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、申込みいただいたサービスの的確な提供のために使用するほか、当協会が行う各種セミナー、出版する図書、コンクールへの応募勧奨、アンケートのご案内、その他公益的な観点からの情報の提供等に利用することがあります。個人情報の二次利用に同意されない場合は、上のにチェックマーク(レ点)をご記入ください。

愛読者クリスマスプレゼント ～TOUKIREN 2022～ご報告

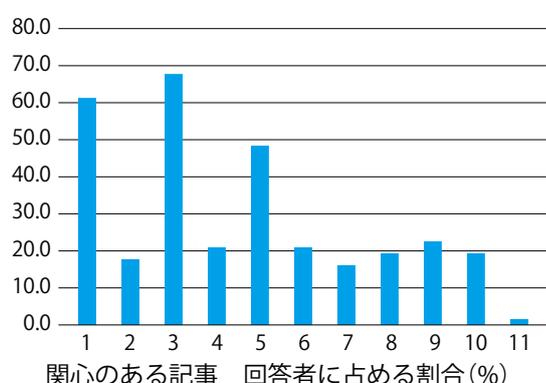
会報「東基連」11月号で意見・要望・感想等を募集したところ、たくさんのご応募を頂きました。心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

厳正な抽選の結果、当選された30名の方にクオカードをお贈りいたしました。

その際にいただいた意見・要望や感想等をご報告いたします。

関心のある記事

1位：災害事例とその対策 2位：法改正関係 3位：桃樹の「労務・安全衛生 深掘り探訪記」



項目

- ①法改正関係
- ②年間行事関係(安全大会・健康大会等)
- ③災害事例とその対策
- ④死亡災害発生状況
- ⑤桃樹の「労務・安全衛生 深掘り探訪記」
- ⑥ちよこつと用語
- ⑦編集後記
- ⑧休憩室
- ⑨行政の窓から
- ⑩講習関係
- ⑪その他(具体的に教えてください)

意見・要望(抜粋)

- ・法改正や行政の動向等について、タイムリーに情報提供(周知)してほしい。
- ・法改正時にわかりやすい解説をしてほしい。法の理解の手助けになるような紙面・記事の掲載をお願いします。
- ・建設業の現場の好事例等、詳しく知りたい。
- ・最新の災害情報を紹介していただきたい。
- ・過去に起きた実際の労務問題の事例等を載せてほしい。
- ・「この業種は注目」的な吹き出しを入れて、目にしてほしい記事に関心を持たせてはどうか
- ・図、写真を多くして字体は大きめでお願いします。
- ・桃樹くんコーナーのように「Q&A」になっていると大変理解しやすい。

- ・ペーパーレス化になると良い。電子版で受け取ることができる嬉しい。等

感想(抜粋)

- ・法改正の内容について、背景等を含め楽しく学んでいる。
- ・「深掘り探訪記」では、誰にでも分かりやすく伝えようとしている努力が感じられ、実際分かりやすい。
- ・他社の災害事例は、災害防止教育を行うに当たり、生きた教材なので、大変興味があり、今後も継続して掲載をお願いします。
- ・災害事例だけでなく、その対策についても触れられている点が良いと感じている。等

色々な意見や感想をいただき、編集している事務局としては、嬉しい限りです。編集委員全員で共有し、より良い紙面づくりに活かしたいと思います。

今後も、引き続き、ご意見・ご要望等お伺いしたいと思いますので、お気付きの点がありましたら、こちらのアドレスまでお寄せ下さい。 kaiho-iken@toukiren.or.jp (もうクオカードはお送りできませんけれど)



さんぼくん

独立行政法人 労働者健康安全機構

東京産業保健総合支援センター研修案内 (令和5年2月～3月)

◆産業保健研修◆

令和4年12月開催分から、従来の「保健師・看護師研修」「人事・労務・衛生管理者研修」を統合して「産業保健研修」といたしました。産業看護職・人事労務担当者等、産業保健スタッフを対象とした研修です。

※単位等の取得はできません。

- 研修は当センターのホームページからお申し込みください。※利用者登録(無料)が必要です。
- 当センターが主催する研修は、すべて無料で受講できます。
- 研修は当センターの研修室で開催しています。会場が異なる場合は表記いたしますのでご注意ください。

〒102-0075 東京都千代田区三番町
6-14 日本生命三番町ビル3F
TEL：03-5211-4480
FAX：03-5211-4485
URL：https://www.tokyos.johas.go.jp/

web 研修

- 当センターホームページの「web 研修会受講の注意事項及び受講手順」を必ずご覧の上、お申し込みください。
- 各研修とも、講義の後、チャットにて質問を受け付ける予定です。

研修日時	研修テーマ	講師	定員
2月8日(水) 14:00～16:00	<p>web 研修会 実践的職場復帰支援／メンタルヘルスとがん対応について ～事例に基づく復職支援のあり様、産業現場のチーム支援について～</p> <p>メンタルヘルス対策の1次予防、2次予防、3次予防の占める割合はいかがでしょうか。現実的には3次予防対策に多くの比重を占めているのではないのでしょうか。ストレスチェック実施後の活用等はどうか。がん等の両立支援の実態はいかがでしょうか。</p> <p>突然のように休職することも多いかもしれません。早期に対応、早めに回復ができれば、それに越したことはないですが、いまだのように向き合って復帰支援をしているか、再発しないセルフケアへ支援、睡眠・生活リズムの構築、当事者と一緒に復帰を考える姿勢、上司等の助っ人の力を借りながら、実践しているそんな事例をお伝えしたいと思います。一緒に考えていきましょう。</p>	菅野 由喜子	50
3月8日(水) 14:00～16:00	<p>web 研修会 「職場における心の健康づくり計画」策定について</p> <p>職場や業務に対して悩みやストレスを抱える社会人は、近年増加傾向にあります。厚生労働省の調査によると、強いストレス要因を持つ労働者の割合は、全体の58%にのぼります(平成30年)。この数値からもメンタルヘルス対策の取り組みは、事業場にとって喫緊の課題の一つと言っても過言ではありません。そこで、厚生労働省では、メンタルヘルス基本方針として、事業場に対して「心の健康づくり計画」の策定を指示しています。当研修では、その「心の健康づくり計画」の策定方法、ポイント等を解説します。</p>	本山社会保険労務士/行政書士事務所 所長 本山 恭子	50
3月9日(木) 14:00～16:00	<p>web 研修会 テレワークにおけるメンタルヘルス対策のポイント</p> <p>テレワークには業務の効率化による生産性の向上や社員のワークライフバランスの確保など様々なメリットがあります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響でテレワークが長期間続いたことで、コミュニケーション不足や長時間労働などに起因する心身の不調も見られるようになりました。テレワーク下におけるストレス要因や課題に対する対応法、メンタルヘルス不調の予防策などについて、厚生労働省「テレワークにおけるメンタルヘルス対策の手引き」(2022年3月)の作成検討委員でもある当該講師より、企業の好事例と共に具体例を交えながら分かりやすく紹介します。</p>	「こころの耳」 事務局長 石見 忠士	50

会場研修

研修日時	研修テーマ	講師	定員
2月10日(金) 14:00~16:00	<p>「職場における心の健康づくり計画」策定について</p> <p>職場や業務に対して悩みやストレスを抱える社会人は、近年増加傾向にあります。厚生労働省の調査によると、強いストレス要因を持つ労働者の割合は、全体の58%にのぼります(平成30年)。この数値からもメンタルヘルス対策の取り組みは、事業場にとって喫緊の課題の一つと言っても過言ではありません。そこで、厚生労働省では、メンタルヘルス基本方針として、事業場に対して「心の健康づくり計画」の策定を指示しています。当研修では、その「心の健康づくり計画」の策定方法、ポイント等を解説します。</p>	<p>本山社会保険労務士/行政書士事務所 所長 本山 恭子</p>	29
2月22日(水) 14:00~16:00	<p>高齢労働者の安全衛生対策の進め方 ～身体機能・安全衛生の現状とエイジフレンドリーガイドライン～</p> <p>職場で働く高齢労働者が増加しています。高齢者の労働災害の発生率は若年者よりも高く、休業期間も長くなる傾向があります。高齢者の身体機能は壮年者と比較すると低下が見られ、このことが、高齢者の発生率の高い転倒、墜落・転落災害の発生に影響していると考えられています。また、定期健康診断における有所見率は高齢になると高くなっています。厚生労働省は、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや高齢労働者の健康づくりを推進するため、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」を公表しました。このような現状とガイドラインの要点について解説します。</p>	<p>荒川 輝雄</p>	29
3月10日(金) 14:00~16:00	<p>部下やメンタルヘルス不調者とのコミュニケーションII</p> <p>援助になるかわかり方について振り返り、学んでいきます。以前の研修で用いたDVDのその後の対応を加えて考えます。(研修の内容は前回開催(令和4年7月29日)と同内容です。)</p>	<p>松島 尚子</p>	29
3月15日(水) 14:00~16:00	<p>労働安全衛生法の理解を深める～法律の趣旨、体系や法律の読み方を理解する～</p> <p>労働安全衛生法は、昭和47年(1972年)に制定されて以来、50年が経ちました。その間、重大な労働災害の発生や社会情勢の変化に対応するため、数多くの法律改正が行われ、省令や告示の新設、改正は数えきれないくらい行われました。労働安全衛生法と関連の政省令、告示等はますます複雑膨大になってきています。労働安全衛生法の理解を深めていただくために、法令はどのようなプロセスを経て制定されるのかを説明した上で、労働安全衛生法の趣旨、体系、改正の歴史や法律の読み方を分かりやすく解説します。同法の第7章「健康の保持増進の措置」については、詳しく解説します。</p>	<p>荒川 輝雄</p>	29

休憩室

BREAK  TIME

冬の楽しみ

新型コロナウイルスは2019年12月ころから広がり、様々な影響が出ました。

外出や酒席も自粛、テレワークなど、今まで経験したことのない日々でした。

そして、第7波で小生も家族も罹患しました。

この記事が発行される頃の平穏な日常を願うばかりです。

前置きが長くなりましたが、新型コロナウイルス、インフルエンザ、風邪に負けずに冬を楽しむたいものです。

冬の楽しみを押し売ります(笑)

「^{ほっさわ}弘沢の滝」を紹介します。

東京都西多摩郡檜原村にある滝です。(檜原村承諾の上、ホームページより引用)東京都で唯一“日本の滝百選”に選ばれています。多摩川上流の秋川の源流の沢の奥地にある高度差60メートル・全4段からなる滝で、4段のうち、遊歩道で訪れて見られるのは落差約23.3メートルの最下段。近隣の飲料水にもなっている清水が、木漏れ日の中でキラキラと輝きながら滝つぼへ注ぎます。

夏は緑に囲まれた中でのマイナスイオンを感じることができ、特にこの時期は氷点下が続くことによって、結氷することでも有名で、12～2月には「弘沢の滝冬まつり」と題して、“最も凍りつく日(結氷日)”を当てる「氷瀑クイズ」や、弘沢の滝をモチーフに写真の腕前を競う「フォトコンテスト」も開催されています。

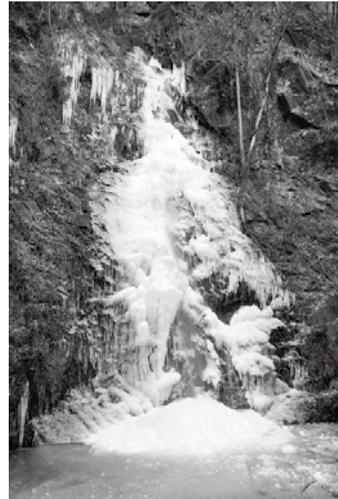
近年では2018年に完全氷結した情報があり、今冬、どれくらい寒くなるかによりますが、楽しみのひとつです。

住所：東京都西多摩郡檜原村本宿 5545-2

アクセス：

JR五日市線武蔵五日市駅下車、路線バス
弘沢の滝行き、終点にて下車、徒歩15分
自動車

檜原村村営駐車場無料駐車場から徒歩15分
冬季は路面凍結の恐れがあります。万全の備えが望ましいです。(防寒、防滑靴も)



弘沢の滝 氷瀑時写真(檜原村ホームページより)

檜原村観光協会ホームページアドレス

〈<https://hinohara-kankou.jp/fuyumatsuri/>〉

こたつで丸くならず、この時期ならではの楽しみを見つけ、寒さを乗り切りたいと思います。



S.T

行政の窓から

その501

特別加入制度(海外派遣)手続き 確認ポイント



東京労働局 労働保険徴収部 事務組合室

労災保険は、本来、国内にある事業場に適用され、そこで就労する労働者が給付の対象となる制度です。しかし、転勤などで海外の事業場に派遣された場合に、外国の制度の適用範囲や給付内容が必ずしも十分でない場合もあることから、海外派遣者についても労災保険の給付が受けられる制度を設けています。

この制度を「特別加入制度」といい、第1種から第3種までありますが、今回は、第3種特別加入(海外派遣者)の加入・変更・脱退の手続を行うにあたり、申請書等の記入の注意事項について説明します。

使用する様式について

- 新規加入の場合→様式第34号の11
※承認時に、労働保険料申告書を送付しますので、申告・納付をお願いします。
- 追加加入や派遣先の変更等、加入者の一部脱退の場合→様式第34号の12
※今回の記入例に使用しています。
- 全員脱退の場合→様式第34号の12
※労働保険番号が廃止となり、労働保険料の確定精算が必要となります。

追加加入編 記入例は、新規加入ではなく既に加入者がおり、追加加入を行う場合です。

追加加入者には、承認後、給付基礎日額決定通知書が發送されます。

様式第34号の12(表面)

労働者災害補償保険 **特別加入に関する変更届** (海外派遣者)
特別加入脱退申請書

<table border="1"> <tr> <td>3</td><td>6</td><td>2</td><td>4</td><td>3</td> </tr> </table>	3	6	2	4	3	◎裏面の注意事項を載んでから提出してください。 ※印の欄は記載しないでください。
3	6	2	4	3		
特別加入の承認に係る事業 労働者番号: 13101000008301 事業場の所在地: 東京都千代田	※受付年月日					
事業場の名称: 厚生商事株式会社	事業場の所在地: 東京都千代田					
加入者のうち一部に変更がある場合 加入者(者) 2年4月10日 氏名 派遣 太郎 昭和61年11月6日						
特別加入予定者 異動年月日: 令和2年4月2日 フリガナ: コウセイ イチロウ 氏名: 厚生 一郎 生年月日: 昭和49年5月8日	派遣先 事業場の名称: 厚生商事(株) アメリカ支社 事業場の所在地: 7th Down Street New York U.S.A. 事業内容: 人事・総務 専務取締役 人数: 80名 所定労働時間: 9:00~17:00					
新たに特別加入者になった者 異動年月日: 令和2年4月15日 フリガナ: カイゴウ イクオ 氏名: 海外 行男 生年月日: 平成4年9月30日	派遣先 事業場の名称: 厚生商事(株) イギリス支社 事業場の所在地: Δ-△ Grosvenor St. London N.W.Z England 事業内容: 事務 事務員					
変更決定を希望する日(変更届提出の日から起算して30日以内) 令和2年4月2日						

◆派遣先企業規模は代表者含む **2名以上**

◆事業主等(労働者ではない立場)として派遣された場合は「**事業の規模を証明する資料**」を添付してください
(例: 労働者名簿、組織図、事業案内写しなど)

加入できない(例)

- 海外出張
- 現地採用者
- 留学目的
- 日本国内における事業主、役員

保険料は**変更決定希望する日の月**から算定(月割計算)

◆遡って加入することはできません

異動年月日が「変更決定を希望する日」を**超える者が含まれる**場合、1枚にまとめず**別途変更届の作成**が必要

変更・脱退編 記入例の脱退の場合は、既に加入している者の一部を脱退させる場合です。
 変更・脱退の場合は承認通知が發送されません、届出のみで完了になります。

様式第34号の12(表面)

労働者災害補償保険 **特別加入に関する変更届** (海外派遣者)
特別加入脱退申請書

機密種別 3 6 2 4 3

◎裏面の注意事項を載ってから記載してください。
 ※印の欄は記載しないでください。(職員が記載します。)

特別加入の承認に係る事業
 労働者 所属 資格 基幹番号 枝番号
 1 3 1 0 1 0 0 0 0 8 3 0 1

※受付年月日

事業場の所在地 東京都千代田区

事業場の名称 厚生商事株式会社 **人数の記載を忘れずに**

身分を**代表者**に変更する場合は、**加入に準ずる**記入と証明書類の添付が必要

今回の変更届に係る者 合 5
 内訳(変更: 1人、脱退: 2人、加入: 2人)

変更年月日	変更を生じた者のフリガナ 氏名	派遣先の事業の名称及び事業場の所在地	派遣先の事業において従事する業務の内容
令和2年4月2日	ハケン タロウ 派遣 太郎	厚生商事(株)アメリカ支社 7th Down Street New York U.S.A	営業(労働者)
昭和52年7月17日	カガヤ ナガタ 氏名	厚生商事(株)カナダ支社 180WG St Vancouver BC,CANADA	経理・総務 取締役(代表者等) 卸売業 60人 所定労働時間: 9:00~17:00
年 月 日	氏名	派遣先の事業の名称及び事業場の所在地	派遣先の事業において従事する業務の内容
年 月 日	氏名	派遣先の事業の名称及び事業場の所在地	派遣先の事業において従事する業務の内容

事項の変更
 変更年月日 氏名 派遣先の事業の名称及び事業場の所在地 派遣先の事業において従事する業務の内容

特別加入者に関する事項の変更
 変更年月日 氏名 派遣先の事業の名称及び事業場の所在地 派遣先の事業において従事する業務の内容

特別加入者(特別加入者でない者)
 異動年月日 氏名 派遣先の事業の名称及び事業場の所在地 派遣先の事業において従事する業務の内容

特別加入者(特別加入者でない者)
 異動年月日 氏名 派遣先の事業の名称及び事業場の所在地 派遣先の事業において従事する業務の内容

特別加入予定者
 異動年月日 氏名 派遣先の事業の名称及び事業場の所在地 派遣先の事業において従事する業務の内容

特別加入者
 異動年月日 氏名 派遣先の事業の名称及び事業場の所在地 派遣先の事業において従事する業務の内容

◆異動日が6カ月以上遡っている場合**当該異動日を証明する資料**の添付が必要
 ◆保険料は**異動年月日の属する月**まで算定(月割計算)。但し、任意脱退の場合**変更決定希望する日の属する月**まで算定

事項の変更として、**給付日額の変更ができません**。尚、変更できる機会は以下2回のうちいずれか**1回のみ**となります
 ①事前(前年度3月2日~3月31日)
 ②*1 年度更新期間(6月1日~7月10日)*2)

※1 保険事故発生日前の申請が前提です。
 ※2 7月10日が閉庁日となるときは、翌日もしくは翌々日となります。

特別加入申請等の手続きについては、最寄りの労働基準監督署又は東京労働局労働保険徴収部事務組合室事務組合徴収第2係にご相談ください。

☎問合せ先：03-3512-1647

丸のこ昇降盤でアクリル板を切断中、手が回転刃に接触し指を切断

業種 製造業 職種 加工員

災害発生状況

アクリル板(厚さ：0.5 mm)を丸のこ昇降盤を使用して切断する作業を行っていたところ、アクリル板を押さえていた左手が回転刃に接触し、指を切断したもの。詳細は以下のとおり。

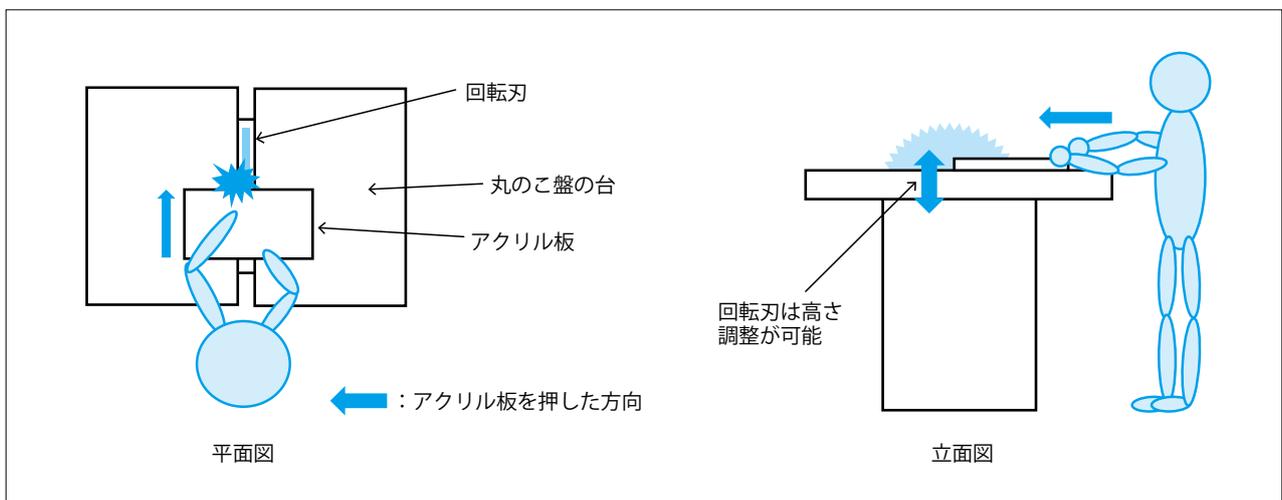
- 回転刃は直径 30 cm の円形状で、電動により回転していた。
- 回転刃は台上から高さを調整できるもので、被災時は前回の作業で使用したままの状態で刃の高さは台上から約 10 cm 程度であった。
- 回転刃には接触防止の安全カバーは取り付けられていなかった。
- 作業手順書は作成されていなかった。また、被災時に手袋等は使用せずに作業を行っており、被災者の安全意識は希薄であった。

災害発生原因

- 1 丸のこ昇降盤の刃に接触防止の安全カバーが取り付けられていなかったこと。
- 2 切断するアクリル板の厚さに合うように刃の高さを調節せずに、作業を行っていたこと。
- 3 作業手順書を作成していなかったこと。
- 4 手袋を着用せずに作業を行っていたこと。

災害防止対策

- 1 丸のこ昇降盤の刃に、接触防止の安全カバーを取り付けること。
- 2 作業開始前に、切断する部材に合わせて必要以上に台上から刃が出ないように高さを調整すること。
- 3 丸のこ昇降盤に係る作業手順書を作成し、作業者に対して安全教育を通じて遵守させること。
- 4 切傷防止手袋を着用して作業を行うこと。



※災害発生状況及び図は、実際の災害事例を参考に一部改変を加えているものであり、特定の災害の状況を正確に表しているものではありません。

令和4年死亡災害発生状況(対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在

51人

前年同期

60人

●令和4年死亡災害発生状況(12月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	2	5	-3
建設業	25	25	0
土木工事業	4	3	1
建築工事業	13	19	-6
木造家屋建築工事業	2	1	1
その他の建設業	8	3	5
陸上貨物運送事業 ^(注2)	4	2	2
ハイヤー・タクシー業	1	2	-1
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	0	0	0
商業	2	4	-2
小売業	1	2	-1
保健衛生業	0	6	-6
社会福祉施設	0	5	-5
接客娯楽業	1	0	1
飲食店	1	0	1
清掃と畜業	5	4	1
ビルメン業	3	2	1
その他の三次産業	9	9	0
金融業	0	0	0
警備業	5	3	2
その他(一次産業) ^(注3)	2	3	-1
全産業合計	51	60	-9

(注1)左段は令和4年12月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
(注2)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注3)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

●令和4年死傷災害発生状況(12月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	600	584	2.7
建設業	1,226	1,061	15.6
土木工事業	253	178	42.1
建築工事業	716	682	5.0
木造家屋建築工事業	40	44	-9.1
その他の建設業	257	201	27.9
陸上貨物運送事業 ^(注3)	1,008	991	1.7
ハイヤー・タクシー業	527	370	42.4
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	383	224	71.0
商業	2,088	1,924	8.5
小売業	1,490	1,394	6.9
保健衛生業	10,800	2,979	262.5
社会福祉施設	5,053	1,587	218.4
接客娯楽業	1,123	733	53.2
飲食店	723	565	28.0
清掃と畜業	872	806	8.2
ビルメン業	588	524	12.2
その他の三次産業	1,933	1,591	21.5
金融業	98	120	-18.3
警備業	324	318	1.9
その他(一次産業) ^(注4)	63	68	-7.4
全産業合計	20,623	11,331	82.0

(注1)左段は令和4年12月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
(注2)データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。
(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

■ 2022・2023 年度法定講習等についての注意事項 ■

東基連では、安全衛生研修センターのほか、各支部において講習会を開催しております。各講習の詳細につきましては、各開催回の開催案内(リーフレット又はHP(本部・各支部))をご覧ください。お問い合わせ・お申込みは次ページからの「申込受付」あてにお願いいたします。会場の略称につきましては、以下をご覧ください。

- 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなりますので、事前に申込状況をご確認ください。
- 「センター」の講習会場は、安全衛生研修センターの本館又は別館となります。
- 中央支部の講習会場はすべて中労基協ビル4階ホールです。
- 上野・王子・足立荒川支部共催による雇入れ時安全衛生教育は、中労基協ビル4階ホールでのリアル開催と同時にZoomによる配信も行います。
- 亀戸・江戸川支部共催会場は、「亀戸」が亀戸文化センター、「船堀」がタワーホール船堀の各会場です。
- **3月まで** 多摩地区支部開催の講習について、「八労政」は八王子労政会館、「八学園」は八王子学園都市センター、「コープ」はNATULUCK コープ高倉(八王子市)、「RISURU」はたましん RISURU ホール(立川市市民会館)、「トヨタ」はトヨタドライビングスクール(立川市)、「昭飛」は昭和飛行機工業(昭島市)、「日野日野」は日野自動車日野工場、「日野羽村」は日野自動車羽村工場、「羽村」は羽村市生涯学習センターゆとろぎ、「たまメッセ」は東京たま未来メッセの各会場です。
- **4月から** 多摩地区支部(八王子支部・立川支部・青梅支部・三鷹支部)の会場無記載講習会場は、東基連たま研修センター：立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階です。
- **4月から** 多摩地区支部の講習の実技については、「昭島」は昭和飛行機工業(昭島市)、「日野日野」は日野自動車日野工場、「日野羽村」は日野自動車羽村工場です。
- 安全衛生研修センターで行う玉掛け、小型移動式クレーン、床上操作式クレーン、高所作業車(10m以上)、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習及び低圧電気特別教育の実技は、当連合会が指定した日に受講していただきます。
- 高圧・特別高圧電気特別教育の実技は、各事業場で実施していただきます。
- 建築物石綿含有建材調査者講習は、東基連ホームページの「建築物石綿含有建材調査者講習のご案内・お申込み」をご覧ください。
- 上野・王子・足立荒川支部共催による熱中症予防教育セミナーは、東京都東職業能力開発センターで行います。

■ 編集後記 ■

厳寒の二月を迎えた。吐く息も白い朝の通勤路。ビルの地下駐車場入口に立つ警備員さん。その明るく丁寧な朝の挨拶が、凍えた気持ちを温めてくれる。警備員さんは人の流れを注視しながら、車両の誘導を。この人達がいればこそ、安全で円滑な通行が保たれる。社会では多くの方々が、人々の安全と健康を守るために懸命に尽力されている。

まもなく、厚生労働省から「第14次労働災害防止計画」が公表される。労働者の命を守るとの労働安全衛生法の理念を体現する、これからの5年間の羅針盤。そして、この羅針盤を持ち運用するのは、各企業等の安全衛生担当者。勿論、担当者だけで出来ることではない。係わる全ての人の力が求められよう。

労働相談業務を担当する旧知の友人は、「労働相談の現場は、ハラスメントの悩みで溢れ返っている」と語る。ここでも、人の命を守るため、長時間労働の解消等を含め、ハラスメント等に対する、迅速にして適正な労務管理の運営が求められている。

ある先輩から「労務管理、安全衛生管理は、人の命を守る仕事だ」と教えられた。「人の命を守る仕事に携われることが、何よりの誇りだ」とも。この言葉を敷衍すれば、現場を含め係わる全ての人々が、「人の命を守る仕事」に携わっていることになる。

職場では様々な人が働いている。中には、慣れぬ業務に苦勞している人もいるだろう。しかし、「期待されている、信頼されていると感じた時に、人は大きく力を発揮する」と言われている。自身の来し方を振り返ってみても、その通りだと思う。職場の一人一人が、それぞれの持つ可能性を信じ、互いに声を掛け合う。そこに、「人の命を守る」労務管理・安全衛生管理の、最初の一步があることを信じて。(小太郎)

講習会名	申込受付	科目	2月	3月	4月	5月	
特別教育	自由研削砥石	センター 学科・実技	1日	16(木)	22(水)	18(火)	16(火)
		※多摩各支部 学科・実技	1日				
	動力プレス機械金型調整等	※多摩各支部 学科	1日				
	アーク溶接	センター 学科	2日		1(水)~2(木)	5(水)~6(木)	25(火)~26(水)
		実技	1日		3(金)	7(金)	27(木)
		※多摩各支部 学科	2日				
		実技	1日				
	高圧・特別高圧	センター 学科	2日	13(月)~14(火)	28(火)~29(水)	24(月)~25(火)	18(木)~19(金)
	低圧電気	センター 学科	1日	20(月)	13(月)	10(月)	8(月)
		実技	1日	21(火)/22(水)/24(金)	14(火)/15(水)/16(木)	11(火)/12(水)/13(木)	9(火)/10(水)/11(木)
	高所作業(10m未満)	センター 学科・実技	1日			17(月)	
	クレーン	立川支部 学科	1日	11(土)RISURU			
※多摩各支部 実技		1日	19(日)昭飛				
第2種酸素欠乏	中央支部 学科	1日	27(月)				
粉じん	センター 学科	1日		3(金)		15(月)	
ダイオキシン	センター 学科	1日		13(月)		31(水)	
フルハーネス	多摩各支部 学科・実技	1日				17(水)	
講習会名	申込受付	科目	2月	3月	4月	5月	
受験準備	衛生管理者(第1種)	センター 学科	4日		7(火)~10(金)	18(火)~21(金)	29(月)~6/1(木)
		中央支部 学科	3日	15(水)~17(金)			
	衛生管理者(第2種)	センター 学科	3日		7(火)~9(木)	18(火)~20(木)	29(月)~31(水)
		中央支部 学科	2日	15(水)~16(木)			
	衛生(特例)	センター 学科	2日		9(木)~10(金)	20(木)~21(金)	31(水)~6/1(木)
		中央支部 学科	1日	17(金)			
衛生管理者	※多摩各支部 学科	2日					
X線	センター 学科	2日	27(月)~28(火)				
講習会名	申込受付	科目	2月	3月	4月	5月	
その他	総括安全衛生管理者	中央支部 学科	1日				
	安全管理者選任時研修	センター 学科	2日	16(木)~17(金)	23(木)~24(金)	20(木)~21(金)	23(火)~24(水)
		中央支部 学科	2日		6(月)~7(火)		29(月)~30(火)
		多摩各支部 学科	1日			7(金)	
	衛生管理者能力向上	センター 学科	2日				
	安全衛生推進者	センター 学科	2日	2(木)~3(金)	9(木)~10(金)	11(火)~12(水)	25(木)~26(金)
		中央支部 学科	2日	9(木)~10(金)			18(木)~19(金)
		多摩各支部 学科	2日		8(水)~9(木)RISURU		25(木)~26(金)
	衛生推進者	センター 学科	1日	22(水)	13(月)	21(金)	15(月)
		中央支部 学科	1日		2(木)		9(火)
		※多摩各支部 学科	1日				12(金)
	雇入れ時安全衛生教育	中央支部 学科	半日			10(月)/12(水)/14(金)	
						18(火)/19(水)	
		上野・王子・足立荒川 学科	半日			17(月)/20(木)	
		亀戸・江戸川 学科	1日			10(月)船堀/19(水)亀戸	
		多摩各支部 学科	半日			6(木)/11(火)/14(金)	
	職長教育	センター 学科	2日	13(月)~14(火)	7(火)~8(水)	18(火)~19(水)	15(月)~16(火)
	職長・安全衛生責任者	多摩各支部 学科	2日				
リスクアセス	中央支部 学科	1日	7(火)				
携帯用丸のこ盤	センター 学科・実技	1日		27(月)		23(火)	
KYT	センター 学科	1日	6(月)	10(金)	14(金)	26(金)	
	上野・王子・足立荒川 学科	1日					
	亀戸・江戸川 学科	半日	20(月)船堀/28(火)亀戸				
熱中症予防教育セミナー	上野・王子・足立荒川 学科	半日			26(水)	23(火)	

※印は4月以降です。

講習会開催予定(2023年2月～2023年5月) 注意事項は26ページに記載

(2023年1月19日現在)

講習会名	申込受付	科目	2月		3月	4月		5月	
石綿建材調査者(一般)	センター	学科	21(火)～22(水)					11(木)～12(金)	
		試験	3/6(月)					22(月)	
石綿建材調査者(一戸建て等)	センター	学科	17(金)						
		試験	3/6(月)						
床上操作式クレーン	センター	学科	7(火)～8(水)			6(木)～7(金)			
		実技	9(木)／10(金)／13(月)			10(月)／11(火)／12(水)			
小型移動式クレーン	センター	学科	2(木)～3(金)					11(木)～12(金)	
		実技	6(月)／7(火)／8(水)					15(月)／16(火)／17(水)	
ガス溶接	センター	学科	6(月)	27(月)		3(月)	20(木)	29(月)	
		実技	7(火)	28(火)		4(火)	21(金)	30(火)	
	立川支部	学科							
		実技							
フォークリフト(11時間)	センター	学科	24(金)					8(月)	
		実技	3/2(木)					12(金)	
	立川支部	学科	25(土)RISURU			15(土)			
		実技	3/4(土)昭飛			22(土)昭島			
フォークリフト(15時間)	立川支部	学科							
		実技							
フォークリフト(31時間)	センター	学科	24(金)			4(火)		8(月)	
		実技	平日	27(月)～3/1(水)			5(水)～7(金)		9(火)～11(木)
		3日	25(土)～26(日)3/4(土)			8(土)9(日)15(土)			
	※ただし 右記5月の 青梅支部実技は 多摩各支部受付 となります	多摩各支部	学科	9(木)羽村					11(木)
八王子支部		実技	12(日)19(日)26(日)日野日野						
青梅支部		実技	12(日)19(日)26(日)日野羽村					14(日)21(日)28(日)八王子合同	
立川支部		学科	25(土)RISURU			15(土)		11(木)	
フォークリフト(35時間)	立川支部	実技	2/26(日)3/4(土)5(日)昭飛			16(日)22(土)23(日)昭島		13(土)14(日)21(日)昭島	
		学科							
高所作業車(10m以上)	センター	学科	9(木)					17(水)	
		実技	10(金)／13(月)／14(火)					18(木)／19(金)／22(月)	
玉掛け	センター	学科	13(月)～14(火)		22(水)～23(木)	20(木)～21(金)		23(火)～24(水)	
		実技	15(水)／16(木)／17(金)		24(金)／27(月)／28(火)	24(月)／25(火)／26(水)		25(木)／26(金)／29(月)	
	立川支部	学科						13(土)～14(日)	
		実技						21(日)昭島	
玉掛け+クレーン 玉掛け	八王子・青梅	学科	2日						
	八王子支部	実技	1日		4月からの「玉掛け技能+クレーン特別教育学科」は八王子支部・青梅支部それぞれでの開催、クレーン実技希望は多摩各支部受付となります。2月から5月は開催なし。				
	青梅支部	実技	1日						
八王子・青梅	実技	1日							
木工機械	センター	学科	2日						
プレス機械	センター	学科	2日						
乾燥設備	センター	学科	13(月)～14(火)					10(水)～11(木)	
はい作業	センター	学科	27(月)～28(火)			24(月)～25(火)			
特化・四アルキル鉛	センター	学科	1(水)～2(木)		1(水)～2(木)	3(月)～4(火)		15(月)～16(火)	
		実技	15(水)～16(木)		29(水)～30(木)	26(水)～27(木)		23(火)～24(水)	
	中央支部	学科	21(火)～22(水)					11(木)～12(金)	
鉛	センター	学科	7(火)～8(水)		22(水)～23(木)	3(月)～4(火)			
		実技	9(木)／10(金)		14(火)～15(水)	11(火)～12(水)		16(火)～17(水)	
酸素欠乏・硫化水素	センター	学科	22(水)～23(木)		22(水)～23(木)	13(木)／14(金)		18(木)／19(金)	
		実技	24(金)						
	中央支部	学科	1(水)～2(木)RISURU						
		実技	3(金)RISURU						
有機溶剤	センター	学科	2(木)～3(金)		9(木)～10(金)	5(水)～6(木)		8(月)～9(火)	
		実技	20(月)～21(火)		27(月)～28(火)	17(月)～18(火)		25(木)～26(金)	
	多摩各支部	学科	14(火)～15(水)八学園						
		実技							
石綿	センター	学科	15(水)～16(木)		7(火)～8(水)	5(水)～6(木)		9(火)～10(水)	
		実技	27(月)～28(火)		27(月)～28(火)	10(月)～11(火)		29(月)～30(火)	
	中央支部	学科				24(月)～25(火)			
		実技			9(木)～10(金)	27(木)～28(金)		24(水)～25(木)	
多摩各支部	学科	4(土)～5(日)たまメッセ							